

電子帳簿保存法改正のポイント

～併せて知っておきたい電子契約の概要と契約書作成の注意点～

4月から登記義務化となった空き家問題についても解説します

働き方改革や生産性向上を目指し、企業の業務内容や方法の見直しが進み、あらゆる側面で電子化が進んでいます。デジタル庁の動きをみても、今後ますます電子化の流れは加速化するでしょう。その一環で、2021年に「経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上・記録水準の向上」を目的として、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することを認める法律「電子帳簿保存法」が改正されました。また、電子契約に関するたくさんの法律改正もあり、今後『電子契約』の需要の高まりも見込まれます。取引先から求められるケースも増えるかもしれません。また、今回、2024年1月から義務化された電子帳簿保存法改正のポイントをデジタル取引実務と共に、4月より登記の義務化がされた空き家問題について分かりやすく解説いたします。この機会に是非ご参加ください。

令和6年

7月11日(木)

14:00～16:30開催

主な講座内容

1. 改正電子帳簿保存法と取引の電子化について

- ①改正電子帳簿保存法の概要
- ②気を付けたい関係法令の概要
- ③進む企業の電子化と電子契約
- ④電子署名、電子証明書、タイムスタンプ

2. 空き家登記義務化について

- ①相続手続き全体の流れ
- ②相続登記義務化の概要
- ③国庫帰属制度とは



●講師プロフィール

いけだ うみ
池田 有美氏

UMC サポート
行政書士

ビジネス資格の大手専門学校である、大原学園にて約11年勤務。現在は行政書士事務所の代表をつとめており、関東圏内に留まらず、様々な地域の個人や法人、何カ国もの外国人からの相談を日々受けている。セミナー講師としては、主に外国人雇用、改正電子帳簿保存法、事業の開業などをテーマに全国各地で活躍中。

◆会場 五所川原市民学習情報センター

(五所川原市字一ツ谷 503-5)

◆受講料 会員料:無料 非会員:2,000円

◆定員 50名 (先着順)

<お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXにてお申込みください。

(7/11)開催 『改正電子帳簿保存法と空き家登記義務化対策セミナー』受講申込書

(公社)五所川原法人会 行 FAX: 0173-35-1822

申込日(/ /)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			